

インターネットに関わる消費者トラブルを未然に防ぐための啓発教材  
消費者教育・情報モラル学習

## オンラインゲーム課金とクレジットカードトラブル

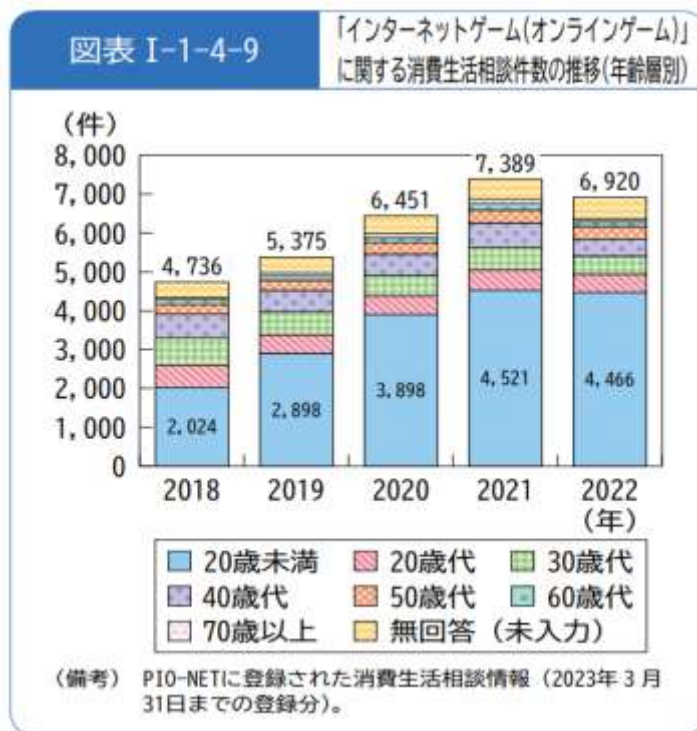


動画視聴はこちらから



(IT サポートさが 情報モラル学習教材ページ) <https://www.it-saga.jp/kyouzai/game-creditcard/>

### ▼オンラインゲーム関連の消費生活相談件数の過半数は子どもから



令和5年消費者白書 P33 より引用

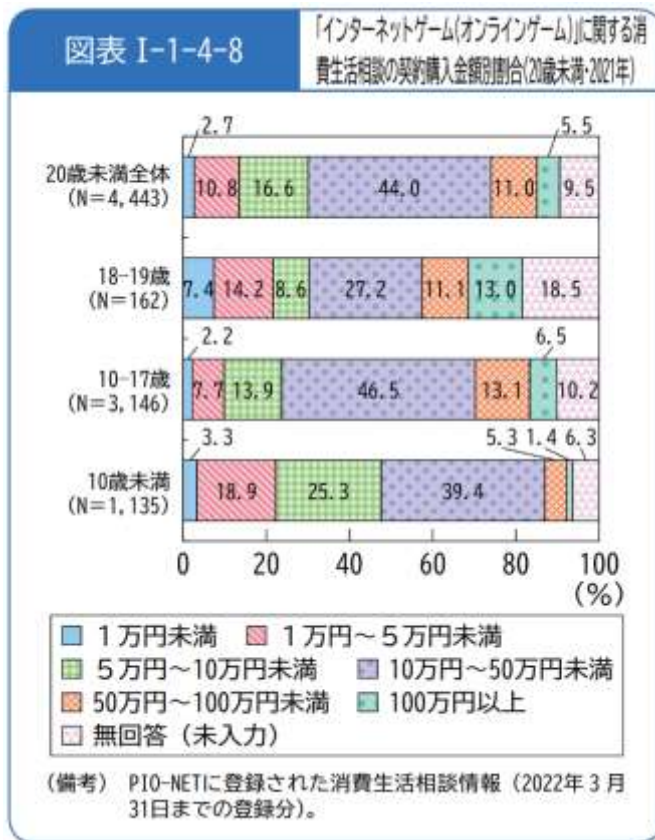
この動画は、「若年層のオンラインゲーム課金」に焦点を当て、金銭の使い方や望ましい消費生活のありかた、「未成年者取消権」等について学習する教材となっています。

もちろん子どもたちの学習教材としてもご利用いただけますが、特にお勧めしたいのが、長期休業前の保護者会や学級懇談会での話題の提供です。令和5年消費者白書に記載された全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数をみると、2022年度の20歳未満の子どもからの「インターネットゲーム(オンラインゲーム)」に関する消費生活

相談件数は、4,466件で、これは「オンラインゲーム(インターネットゲーム)」に関する消費生活相談全体(6,920件)の過半数を占めています。

※統計情報の詳細は、【令和5年消費者白書 第1部 第1章 第4節(3)インターネット通販やSNSに関する消費生活相談】を参照してください。

## ▼オンラインゲームの購入金額は高額になりがち



令和4年消費者白書 P30 より引用

また 2021 年度の統計にはなりません。20 歳未満の相談者の約 96%が 17 歳以下からの相談で、同じく約 26%が 10 歳未満という驚くべき統計結果が出ています。

課金額も、非常に高額になりがちで、2021 年の 20 歳未満の契約購入金額は、10 万円以上 50 万円未満の割合が最も高くなっています。

2020 年の統計によれば、学齢期の子どもからの相談の半分が小学生とその親からで、中学生とその親からの相談が約 37%をしめているという資料もあります。

(懇談会用資料の P2 に資料を添付しております)

オンラインゲームの課金に関する相談は現在も増加傾向にあり、保護者への注意喚起は非常に重要だと言えます。

※統計情報の詳細は、【令和4年消費者白書 第1部 第1章 第4節 (2)インターネット通販に関する相談】を参照してください。

【参考：独立行政法人 国民生活センター 2023年9月1日「オンラインゲーム」より】

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_topics/data/game.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/game.html)



# 未成年者取消権

## ▼解決の糸口は「未成年者取消権」

今回のようなトラブルの解決の糸口としては、未成年者取消権の行使が考えられます。

未成年者は、知識や経験が不足し判断能力も未熟なので、民法で保護対象と規定されています。具体的には、民法第5条※で「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取消することができる」と定められています。この知識がないために高額課金を支払ってトラブルの収束を図る保護者も多いので、高額課金で困った経験のある保護者が潜在化して、保護者会などの折に周知喚起する効果は大きいと思われれます。

ただし、以下のような契約の場合は、未成年者契約の取消しができないとされているので、注意が必要です。

### ・結婚経験のある未成年者が行った契約

### ・法定代理人が同意している契約

法定代理人とは、未成年者に対して親権を有する者のことです。親権者がいないときは未成年後見人が法定代理人となります。父母の婚姻中は、父母が共同で同意していないと有効な同意にはなりません。したがって、父母の一方が単独で同意した場合は、取消しができます。

### ・法定代理人から、処分を許された小遣いの範囲内で行った契約

### ・法定代理人から許された営業に関する契約

### ・未成年者が詐術を用いた契約

詐術とは、相手方を誤信させるため詐欺的手段を取ることであり、単に成年であると言ったり、同意を得ていると言ったりしただけでは「詐術」にはあたらないという解釈もあります。

### ・法定代理人が追認した契約

契約は、成年に達した未成年者自身または法定代理人が追認することができます。成年に達した未成年者または法定代理人が、代金を支払うなどしたときは、追認の意思表示があったとみなされます。

### ・取消権が時効になっている契約

時効は、未成年者が成年になったときから5年間です。

ただし、全ての場合で必ず未成年者取消しが成功するわけではありません。「業者との連絡が取れない」「契約者が詐術を用いたと主張して業者が取消しに応じない」など裁判で争われる場合もあります。

未成年者取消権の詳細については、佐賀県消費生活センター（0952-24-0999）に

お問い合わせください。

※ 民法第5条

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。(以下略)

## ▼未成年者契約の取消しの効果

契約の取消しをすると、契約時にさかのぼって無効なものとされ、代金支払の義務はなくなります。未成年者が支払った代金があれば、返還請求もできます。また、購入した商品の一部を消費してしまっても、残っている商品を返還すればよいとされています。

## ▼未成年者契約の取消しの通知の出し方

未成年者契約の取消しは、未成年者本人からでも親権者からでも通知できます。取消しの意思表示は、口頭でも有効ですが、後日のトラブルを避けるためにハガキや封書などの書面で通知した方がよいでしょう。また、書面のコピーを取っておいたり、特定記録郵便や内容証明郵便などで出したりした方が良いでしょう。

【参考：取消通知の書き方例 本人提出】

取消通知書
佐賀市〇〇東▼丁目〇の〇
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様
令和〇年〇月〇日、締結しました<商品名または役務名>の購入契約は、未成年の私が、親の同意なしに行ったものであり、取り消します。
つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでください。
〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇
また、商品は、早急に引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼▼番地〇
本人氏名

【参考：取消通知の書き方例 親権者提出】

取消通知書
佐賀市〇〇東▼丁目〇の〇
〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇様
私の子ども〇〇（〇歳）が、令和〇年〇月〇日、締結しました＜商品名または役務名＞の購入契約は、未成年が、親の同意なしに行ったものであり、親権者として契約を取り消します。
つきましては、当該契約に際して支払いしました金〇〇円は、直ちに下記の銀行口座に振り込んでください。
〇〇銀行〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇 名義人〇〇〇〇
また、商品は、早急に引き取ってください。
令和〇年〇月〇日
佐賀市〇〇町▼▼番地〇
親権者氏名

## 青少年インターネット環境整備法

### ▼子どもが使っているスマホは、保護者の管理物

＜青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律＞

（保護者の責務）

第六条 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

2 保護者は、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意するものとする。

子どもたちが使っているスマホの契約者は、多くの場合、保護者です。わが国では「青少年インターネット環境整備法」に、「保護者の責務」として「利用の状況の把握」や「利用の管理」が明記されています。

保護者の皆さんへ「子どもたちの未来を守るために、しっかり管理して」と伝えるべきではないでしょうか？

## 困った時の相談窓口

佐賀県消費生活センターは、独立行政法人国民生活センターと連携して、住民である消費者に消費生活上のトラブル解決のためのサービスの提供を目的として運営されている佐賀県の機関です。

消費生活センター自体は、全国に857か所（令和5年4月1日現在、消費者安全法に基づくもの）のセンターがあります。センターの業務は、消費者被害の相談、暮らしに役立つ情報提供、消費者の自主的な活動の援助、消費者教育の推進などがあげられます。センターの相談業務では、専門の相談員が事業者とのトラブル解決の助言をしたり、交渉したりすることなどにより紛争解決をめざしています。消費生活に関する相談を受け付ける全国共通の電話番号として「消費者ホットライン」（188くいやや）が設けられており、ここに電話すれば最寄りの消費生活センターなどの相談窓口へ転送されます。



## 小・中学校、学校新指導要領への対応

授業・学習での利用に関しては、小学校道徳、中学校社会科（公民的分野）、中学校技術・家庭科（家庭分野）など様々な教科・分野が想定されます。殊に中学校技術・家庭科については、令和3年度に全面実施された新指導要領に対応した教材として制作しております。

もちろん工夫次第では、小学校社会科や家庭科などでも利用することができるとでしょう。この動画が、皆様の教育活動の一助となれば幸いです。

### ▼中学校新指導要領（家庭分野）への対応

今回の中学校学習指導要領改訂（家庭分野）では、消費者市民社会の担い手を育成するため、小中高の系統性を図り、「計画的な金銭管理」「売買契約の仕組み」**「消費者被害の背景と対応」**に関する内容が新設されました。

また、消費生活が環境や社会に与える影響を考慮し、自立した消費者としての責任ある消費生活について、実践的に学習することが求められています。本動画は、若年層の消費行動と消費者被害を題材にしたものなので、その具体的な対応について考えるきっかけとなることでしょう。

【参考：中学校新学習指導要領に追加・明示された内容】

中学校学習指導要領 技術・家庭科（家庭分野）

2 内容 C 消費生活・環境

(1) 金銭の管理と購入

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(1) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。

【参考：教科書会社別の該当学習单元について】

開隆堂「新しい技術・家庭 家庭分野」

第2学年

3. 消費者被害と消費者の自立 ①なくなる消費者被害

教育図書「New 技術・家庭 家庭分野 くらしを創造する」

第3学年

C章 消費生活・環境 1章 私たちの消費生活 4 消費者トラブルを防ごう

東京書籍「新しい技術・家庭 家庭分野」

第2学年

4編1章 私たちの消費生活 ④消費者トラブルとその対策

【参考サイト】

- Appleペアレンタルコントロール



- Google Play ヘルプ



- 国民生活センター  
インターネットトラブル



- 国民生活センター  
オンラインゲーム課金



- 国民生活センター  
スマホゲームで高額課金



- 国民生活センター  
未成年者取消



- 佐賀県消費生活センター TEL：0952(24)0999  
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00310348/index.html>

- 佐賀県内の消費相談窓口一覧  
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00349695/index.html>

困ったときは「消費者ホットライン」188（イヤヤ）に電話しましょう。